

守山市民設児童クラブ設置運営事業者
募 集 要 項

令和5年9月

守山市こども家庭部こども政策課

守山市民設児童クラブ設置運営事業者募集要項

守山市では、現在、9小学校区において18箇所の放課後児童クラブを開設している。児童クラブの利用希望者は年々増加している状況であり、利用者の増加や多様なニーズに対応するため、今後も引き続き利用希望者の増加が見込まれる地域を対象に、今回、児童クラブを開設する意欲のある民間事業者を広く公募する。

なお、応募をしようとする者は、本募集要項、児童クラブ業務特記仕様書および守山市放課後児童クラブ運営指針を熟読し、提案を行うものとする。

1 放課後児童健全育成事業の概要

(1) 事業の目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に在学している児童でその保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものとする。

(2) 事業の内容

事業者が行う管理基準および業務の内容は、「守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）」、「守山市放課後児童クラブ運営指針」および「児童クラブ業務特記仕様書」のとおりとする。

(3) 対象児童および定員

対象児童は、守山市内に在住の小学1年生から6年生までの児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とする。

定員は概ね40人程度とするが、運営基準を下回らない範囲で、応募事業者がこれを超える定員を提案することを妨げない。

2 応募学区

・河西小学校区 1箇所

3 設置等の条件

【設置に関する条件】

- (1) 事業者自らが所有または賃貸する物件において運営を行うこと。なお、店舗・空き家等の情報については、市に情報を求めることができるので、必要に応じて相談すること。
- (2) 開設場所は、児童の安全確保ができ、応募学区の各小学校の通学路付近にあること。
- (3) 児童が外遊びに利用できる公園、運動場等の広場が児童クラブの付近にあること。
- (4) 都市計画法および建築基準法に適合する場所であること。
- (5) 施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和5年度中に整備し、令和6年4月1日に確実に開所するよう進めること。
- (6) 施設は、昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。また、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題のないもの、または耐震補強済みのものであること。

- (7) 保育室、静養室、流し台、手洗い場、児童が使用できるトイレ、児童用ロッカー、下駄箱、AEDの設備・備品を設けるとともに、維持のために必要な修繕や保守点検を行うこと。
- (8) 保育室の面積は、児童1人につき1.65㎡以上あること。
- (9) 保育室が静養室、児童が使用できるトイレと区画されていること。
- (10) 児童の保健衛生上必要な日照、採光および換気等に十分配慮された建物であること。
- (11) 火災報知機、消火器および非常警報器具が設けられていること。
- (12) 地震時の大型家具等の転倒防止措置を講じるなど、児童の安全確保の配慮がされていること。
- (13) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守していること。特に、200㎡以上の施設で児童クラブを実施する場合にあっては、建築基準法に基づき、児童厚生施設等の用途変更の届出をすること。
- (14) その他、本市が制定する「守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」における基準を満たすこと。
- (15) 設置計画が周辺住民に理解されるよう、施設整備の計画や運営等（送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）について十分に検討し、申込みまでに整備する地域の自治会長に事前説明を行い、意見を収集すること。さらに、可能であれば申込みまでに事前に近隣住民へ十分な説明を実施すること（議事録等、自治会長、近隣住民への説明内容を示す書類を添付すること。）。なお、共同住宅・テナントビル等にて事業を行う場合は、同階利用者の他、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。
- (16) 土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、本市または関係機関の所管課などに確認の上、実現可能な改修を計画すること。
- (17) 入所児童の保護者による児童送迎のための十分な駐車場、駐輪場を確保すること。
- (18) 施設の改修に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、外構・付帯工事、給水装置の新設等の分担金他一切を含む。）は事業者の負担とすること。
- (19) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、児童クラブを行う場所と明確に区分けをすること。

【運営に関する条件】

- (1) 利用料金は事業者の収入とする。また、児童クラブの管理および運営に要する経費として委託料を市が支払う。
- (2) 委託料については、毎年4月1日の通年登録児童数に応じ、基本額を決定する。併せて「児童クラブ委託料算定表（別紙のとおり）」に基づき、必要に応じ加算を行う。開設後の賃借料については、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく賃借料補助の範囲内で加算する。
- (3) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うものとし、支払方法は預金口座への振込みとする。また、支払い時期については、原則、4月、6月、10月、1月の年4回払いとするため、事業に支障がないよう当面の運営資金を準備すること。
- (4) 児童クラブの管理および運営に要する経費とは、利用料金、間食費（その他教材費含む。）および委託料の総額とし、児童クラブの管理・運営のすべてを行うものとする。

(5) 児童クラブの管理および運営に要する主な経費内訳は、次のとおりとする。

| 費 目 | | 管理運営に要する主な経費 |
|-----|-----------------|---|
| 運営費 | 人件費 | 支援員の給与・賃金、通勤手当、時間外手当、主任手当等 |
| | 社会保険料等 | 社会保険、雇用保険、労災保険等 |
| | 職員研修費 | 研修会開催に伴う報償費、各種研修参加費・負担金等 |
| | 福利厚生費 | 支援員健康診断料等 |
| 管理費 | 光熱水費 | 電気、ガス、上・下水道等 |
| | 通信運搬費 | 電話、F A X、郵送代等 |
| | 事務費 | 入所登録・減免、各種調書の作成等事務 |
| | 修繕費 | 施設、設備および備品（遊具）の小修繕 |
| | 備品購入費 | 遊具、おもちゃ、事務用・児童用備品等 |
| | 消耗品費 | 事務消耗品等 |
| 活動費 | 活動費 （行事開催費等） | 誕生日会、夏祭り、クリスマス会等各種行事経費 活動に伴う教材等（消耗品費、施設利用料等） |
| | 保険加入費 | 児童用傷害保険、賠償責任保険加入料 |
| 間食費 | 間食費 | おやつの提供に関する費用 |

(6) 原則事業開始年度（4月1日）から起算して10年間は事業を継続すること。10年未満の場合は、開設に要した費用（施設改修費、備品購入費および民間施設賃借料）に係る補助金を市へ返還すること。

4 開所時期

令和6年4月1日厳守

ただし、協議の上、本市が認めた場合はこの限りでない。

5 応募要件

(1) 対象者

放課後児童健全育成事業または児童福祉施設の運営実績を有する者で、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人および株式会社等、法人格を有するもの。

(2) 欠格事項

次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 法律行為を行う能力を有しない者

ウ 破産者で復権を得ない者

エ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定により更生または再生の手続きをしている者

カ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団

体およびこれに類する団体)

- キ 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団または法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくはそれらの利益となる活動を行う者
- ケ 国税または地方税を滞納している者
- コ 児童福祉法および児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがある者

6 申請書類

応募者は、応募申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて提出期間中に市長に提出すること。また、提出書類はファイル綴じにし、書類番号を記載したインデックスを付して提出すること。

(1) 法人に関する書類

- ア 定款または寄附行為の写し、登記事項全部証明書（法人登記簿謄本）および法人印鑑証明書
- イ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書および財産目録
- ウ 市税等滞納有無調査承諾書（別記様式第 4 号）
- エ 国税の納税証明書（税務署が発行するもの）
- オ 地方税の納税証明書（市町村及び県税事務所等が発行するもの）
- カ 法人代表者の住民票
- キ 労働保険料納付済証明書
- ク IS014001・9001 を取得している者は、登録証の写し
- ケ 法人概要（別記様式第 5 号）
- コ 役員名簿
- サ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書および収支計算書（収支予算が分かるもの）
- シ 直近 3 年間の収支決算書
- ス 類似施設管理実績一覧表（別記様式第 6 号）

(2) 児童クラブの管理運営に関する提案書類

- ア 事業計画書（別記様式第 2 号）
- イ 管理運営に関する収支予算書（5 か年）（別記様式第 3 号）
- ウ 支援員配置予定表（別記様式第 7 号）
- エ 支援員勤務体制予定表（別記様式第 8 号）
- オ 管理運営に必要な職員の資格や免許の写し
- カ 支援員研修計画（別記様式第 9 号）
- キ 危機・安全・衛生管理計画（別記様式第 10 号）
- ク 苦情処理体制（別記様式第 11 号）

ケ 位置図（1/2500）、施設配置図、平面図、部屋の面積表等

位置図には、小学校から児童クラブまでの道程（メートル表示）を示すこと。

コ 土地・建物の取得または賃借を予定している場合は、取得または賃借が確実に見込まれる根拠資料（賃貸借確約書等）。ただし、申請時に提出できない場合は、審査結果通知の日から30日以内に提出すること。

(3) 留意事項

ア 複数提案の禁止

1つの応募学区について、複数の応募をすることはできない。

イ 申請内容の変更

原則、提出された書類の内容を変更することはできない。

ウ 虚偽の記載

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

7 開設補助金

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助基準額 (補助限度額) | 支払予定 |
|--------|---|--------|----------------------------------|------------------|
| 施設改修事業 | 新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要な施設改修に要する経費 | 4分の3 | 4,000,000円 以内 (3,000,000円) | 事業者が施設改修に係る支払完了後 |
| 備品購入事業 | 新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要な初年度備品の購入に要する経費 | 4分の3 | 1,000,000円 以内 (750,000円) | 事業者が備品購入に係る支払完了後 |
| 賃料支援事業 | 新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要な賃借料に要する経費（開所前月分） | 10分の10 | 300,000円 以内 | 事業者が賃借料に係る支払完了後 |

8 応募方法

(1) 募集要項および仕様書等の配布

ア 配布期間

令和5年9月19日（火）から10月20日（金）まで（ただし、土・日曜日・祝日を除く。）

イ 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

ウ 配布方法

守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所こども家庭部こども政策課の窓口で配布または守山市ホームページ (<http://www.city.moriyama.lg.jp>) からのダウンロード

(2) 申請書の提出について

ア 提出期間

令和5年9月29日(金)から10月20日(金)まで(ただし、土・日曜日・祝日を除く。)

イ 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)

ウ 提出場所

守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所こども家庭部こども政策課

エ 提出方法

申請書に必要な書類を添えて、持参すること。郵送等による提出は不可とする。

オ 提出部数

各10部(正本1部、副本9部)を提出すること。

カ その他

- (ア) 提出書類は返却しない。
- (イ) 提出書類はファイル綴じし、書類番号を記載したインデックスを付すこと。
- (ウ) 申請に係る経費は申請者の負担とする。
- (エ) 書類の提出後、申請を辞退する場合は、辞退届(別記様式第12号)を提出すること。

9 質問および回答

(1) 受付期間

令和5年9月25日(月)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)

(3) 質問方法

質問内容を質問書(別記様式第14号)で守山市役所こども家庭部こども政策課に提出すること(持参、郵送、ファクシミリまたはEメールのいずれかの方法により提出。)

(4) 回答

令和5年9月29日(金)から守山市役所こども家庭部こども政策課窓口および守山市ホームページで公開する。

10 選考の方法等

(1) 選定委員会の設置

事業者の選定にあたっては、守山市民設児童クラブ設置運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する中で、基準に照らして総合的に審査し、適当と認めるものを選定事業者とする。

(2) 事業者の選定

選定委員会が、応募者から提出された申請書類および応募者の提案説明により審査を实

施し、事業者を選定する。なお、選定委員会は非公開とするが、申請書類および選定委員会の議事録は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づく公文書公開の対象文書となる。

(3) 選定基準

ア 児童クラブの理念・公共性・公益性を持ち、児童の公正かつ公平な利用の確保が図られること。

イ 児童の育成支援において創意工夫があり、質の向上と機能の充実が図られること。

ウ 保護者や学校・地域等と連携・協力するための仕組みづくりがなされていること。

エ 職員の確保と安定的な雇用（賃金面等）、および質の向上（研修等）が図られること。

オ 管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営基盤および能力を有すること。

カ その他関係法令を遵守し、児童の安全が確保されること。

(4) 選定結果と公表

設置・運営事業者の決定は、令和 5 年 11 月頃を予定しており、選定結果は応募事業者に文書で通知する。決定事業者の法人名等については、市ホームページ等で公表を行う。なお、審査の結果「該当なし」とする場合がある。

11 今後の日程

- | | |
|----------------|---|
| (1) 応募書類配布 | 令和 5 年 9 月 19 日から 10 月 20 日まで |
| (2) 質問締切 | 令和 5 年 9 月 25 日 |
| (3) 質問回答 | 令和 5 年 9 月 29 日 |
| (4) 応募受付期間 | 令和 5 年 9 月 29 日から 10 月 20 日 午後 5 時 15 分まで |
| (5) 選定委員会による審査 | 令和 5 年 10 月（日時は別途通知） |
| (6) 審査結果通知 | 令和 5 年 11 月 |
| (7) 業務開始 | 令和 6 年 4 月 1 日 |

12 その他

(1) 事務所の使用について

児童クラブは、施設を管理・運営するために使用するものとし、事業者である法人自身の事務所とは区別すること。

(2) 納税義務について

事業者は、国税（法人税、消費税等）、県税（法人事業税等）、市税（法人市民税等）の納税義務者となることがある。詳しくは関係機関へ問い合わせること。

13 担当課（問い合わせ先）

〒524-8585 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市役所こども家庭部こども政策課

電話：077-584-5925 F A X：077-582-1138

E-mail：kodomoseisaku@city.moriyama.lg.jp